

空き家に関する支援制度一覧

市町村名: 渋川市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
空き家のリフォーム資金 (空家住宅リフォーム補助)	助成	空家活用支援事業補助金	①個人が所有する1年以上空家を住宅としてリフォームするもの (外構工事、新築・10㎡を超える増改築工事等を除く) ②市内の事業者へ発注するリフォーム ③対象リフォーム費用が20万円(消費税含む)以上のもの	①空家の所有者 ②空家を取得し居住する目的でリフォームを行う人 ③市税などの滞納をしていないこと ④空家解体事業補助金の制度を利用していない人 ⑤工事着工前に申請ができる人 ⑥補助対象者および対象住宅につき1回限り 【加算条件】 ①居住誘導区域内にある空家 ②市外転入者 ③若者夫婦世帯(夫婦いずれかが40歳未満の世帯) ④パートナーシップ宣誓書世帯(パートナーいずれかが40歳未満の世帯) ⑤子育て世帯(15歳以下の子どもを扶養している世帯)	対象工事の10% (上限30万円) 加算額20万円 (複数該当しても加算額は20万円)			随時	予算の範囲内	建築住宅課	0279-22-2072	https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/hikkoshi-sumai/sumai/akiva/p003838.html	
空家の解体補助	助成	空家解体事業補助金	①個人が所有する1年以上空家の解体工事(所有権以外の権利があるもの、公共事業の解体、同一敷地内に空家以外の居住または管理された建物がある場合を除く) ②市内の事業者へ発注する解体工事 ③空家の全部を解体する工事	①空家の所有者または相続人 ②前記の同意を得た人 ③市税などの滞納をしていないこと ④空家活用支援事業補助金の制度を利用していない人 ⑤工事着工前に申請ができる人 ⑥補助対象者につき1回限り 【加算条件】 ①昭和56年5月31日以前に建築されたもの ②緊急輸送道路に面し、震災時に通行の妨げになる恐れのあるもの ③1年以内に購入した空家 ④居住誘導区域内にある空家 ⑤接道状況が悪く解体が困難なもの ⑥狭小地上にある空家	対象工事の10% (上限20万円) 加算額10万円 (複数該当しても加算額は10万円)			随時	予算の範囲内	建築住宅課	0279-22-2072	https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/hikkoshi-sumai/sumai/akiva/p003795.html	
空き家家財道具等片付け支援事業補助金	助成	空家等対策推進事業	①特定家庭用機器再商品化法により指定された特定家庭用機器の引取運搬料金及びリサイクル料金 ②家財道具等の処分にかかる費用(自ら行うものも含む) ③空き家の片付けとともに、敷地内の樹木の剪定伐採及び処分をする場合はその費用 ④②及び③の運搬についての費用、また一般廃棄物収集運搬業者に委託する際の家財道具等の収集運搬料金及び処分手数料	①空き家バンクに物件登録する者、又は、空き家バンク登録物件の利用申し込みをした個人 ②市税等を滞納していないこと ③家財道具等の処分を自ら行わず、第三者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する許可を受けている業者に委託すること ④当該補助対象空き家に対し、この補助金の交付を受けたことがないこと ⑤空家解体事業補助金を利用しないこと	家財道具等処分費の3分の2 (上限5万円)			随時	予算の範囲内	市民協働推進課	0279-22-2401	https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/hikkoshi-sumai/sumai/akiva/p007384.html	
隣地統合事業補助金	助成	空家等対策推進事業	補助対象者が行う狭小地(100㎡未満)又は無接道地と隣地を統合する経費のうち、次に掲げる費用とする。 ①不動産取得に係る媒介手数料 ②所有権移転に係る登記費用 ③測量及び境界明示費用	①申請時点において、狭小地等と隣地が、それぞれ異なる個人又は法人が所有する土地であること ②申請者と狭小地等又は隣地の所有者が、2親等以内の親族でないこと ③狭小地等又は隣地が、空家等又は空地であり、接道要件を満たすこと ④狭小地等と隣地が、2メートル以上接すること ⑤相続又は親族からの生前贈与による隣地統合ではないこと ⑥隣地統合後、一敷地として利用及び適正な維持管理に取り組むこと	上限10万円 (居住誘導区域の場合は5万円加算)			随時	予算の範囲内	市民協働推進課	0279-22-2401	https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/hikkoshi-sumai/sumai/akiva/p007400.html	
空家跡地活用定住者住宅支援事業助成金	助成	空家跡地活用定住者住宅支援事業	空家解体後3年以内の工事請負契約締結により、同地番に新築住宅を取得した若者世帯の交付する。 ①玄関、台所、便所、浴室及び居住部分床面積の合計が50㎡以上 ②空家解体工事完了後3年以内に工事請負契約締結により同地番において取得した居住用の新築住宅	①空家解体工事完了後の跡地に新築住宅を取得し、転居により居住を開始した個人所有者 ②申請者(建物所有者)は40歳未満であり、属する世帯員すべて40歳未満 ③市内に2年以上住んでいる ④市税を滞納していない 【加算額】 ア)若者支援 10万円 イ)子育て支援 15歳以下の子ども1人につき 10万円 ウ)市内業者利用 30万円 エ)過疎地域に住宅を取得 30万円 オ)居住誘導区域に住宅を取得 10万円	10万円 (加算額を含め、最大60万円限度)			随時	予算の範囲内	市民協働推進課	0279-22-2401	https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/hikkoshi-sumai/sumai/sumai/p009543.html	
空家等無料相談		空家等対策推進事業		①空き家及び空き地の登記、相続、売買、賃貸に関すること ②空き家等の解体、改築に関すること ③その他不動産に関すること				随時	毎月5組	市民協働推進課	0279-22-2401	https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/hikkoshi-sumai/sumai/akiva/p003366.html	毎月第2水曜日開催 年1回、10月の最終日曜日に日曜 空き家相談会開催